

# 関係法令等の遵守及び責任所在に関する確認書

## 趣旨

本確認書は、事業者における介護保険法に基づく指定申請、指定更新申請、または変更の届出（以下「申請等」という。）に際し、那覇市福祉部ちやーがんじゅう課（以下「ちやーがんじゅう課」という。）が、介護保険法上の指定事務のみを所掌し、その他関係法令の適合性については確認権限を有しないことを明確にしたうえで、申請者が関係法令を遵守すべき責任主体であることを確認・記録するものである。

## 関係法令の遵守

申請者は、以下を含む関係法令について、その内容を十分に理解し、当該申請等に基づく事業運営の開始日までに必要な届出、許可、協議等を関係機関に対して行い、法令に適合した状態で事業所の運営を行う責任を負うことを確認する。

(例示)

- ・建築基準法（用途変更、建築確認等）
- ・消防法（防火管理者選任、消防設備、用途変更等）
- ・都市計画法（用途地域制限）
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例（整備基準への適合等）
- ・食品衛生法（調理設備等がある場合等）
- ・労働基準法・労災保険法・雇用保険法（職員雇用時）

※なお、上記は主な関係法令を例示したものであり、これらに限定されるものではない。

事業者は、事業の実施に関連するその他一切の関係法令を自らの責任において確認し、遵守するものとする。

## ちやーがんじゅう課の責任範囲

ちやーがんじゅう課は、指定権者として介護保険法に基づき、介護保険法上の基準を審査する権限のみを有しており、建築、消防、都市計画、衛生、労働その他の関係法令の技術的適合性については、その確認・判断権限を有していない。

これらの法令への適合状況については、各所管機関が確認すべきものであり、ちやーがんじゅう課が保証または認定するものではない。

## 適合確認書類の取扱い

本確認書への署名をもって、関係法令への適合義務について十分に理解したことを事業者が明言したものとみなし、指定申請後の現地確認時においては、国からの要請に基づき、ちやーがんじゅう課は申請者から建築確認済証及び消防法令適合通知書のみを徴収する。

ただし、必要に応じて、後日、その他の関係法令にかかる書類の提出を求めることがあることから、事業者は当該書類をあらかじめ準備・保管し、速やかに提出できる状態としておくものとする。

## 責任の所在

関係法令上の不備、届出漏れ、または違反が後日判明した場合においても、その一切の責任は申請者に帰属するものとし、事業者は、ちやーがんじゅう課が行った適法な指定審査および行政指導に対して、不当にその責任を追及しないものとする。

ちやーがんじゅう課は、申請等の受付に際し、本書の読み合わせをもって事業者に対し、介護保険法上の指定審査権限が限定的であること、並びに自らの責任において関係法令を継続的に遵守すべき義務があることを説明した。

事業者は、当該説明を十分に理解し、申請等に基づく事業運営の開始日までに関係法令に適合させる責任を負うことを確認したうえで、本書を提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

事業者（法人名）：

事業所名　　：

所在地　　：

代表者氏名　　： (印)